



株式会社東急百貨店と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 116001 号)

株式会社東急百貨店札幌店 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社東急百貨店札幌店 は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 31 年 4 月 8 日
(当初締結日:平成 23 年 5 月 23 日)

総菜開発株式会社
代表取締役社長執行役員

大石 次則

札幌市
市 長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 売場、厨房の整理・整頓・清掃を励行し、施設の安全衛生の確保に努めます。
- 商品の温度管理、期限管理を徹底するとともに、定期的に細菌検査を実施し、自主基準に適合する安全で衛生的な商品の提供に努めます。
- 従業員の健康管理に努め、定期的に検便と手指の拭取り検査を実施します。
- 問題が発生した場合は、被害の未然防止または拡大防止のために迅速な対応に努めます。
- 当社が定める食品安全衛生管理規程により、自主管理を推進し、食品の安全確保と食品衛生の向上を図ります。